

## 第5回 安来市農業委員会議事録

平成29年11月20日 午後2時30分 第5回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

### 1. 出席委員

1番 北中 宏一君	2番 武上 隆雄君	3番 杉原 建君	4番 木戸 芳己君
5番 仲佐 久子君	6番 北川 正幸君	7番 安松 智君	8番 藤原 明紀君
9番 増田 和夫君	10番 板垣 裕志君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	16番 岡田 一夫君
17番 吉村 正君		19番 渡辺 和則君	

### 2. 欠席委員

18番 齋藤 哲君

### 3. 出席事務局

竹内 章二君 堀江 雄二君 兒玉 尚子君

### 4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 11月20日 1日
日程第 3	議第10号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第12号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 6	議第13号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 7	報第10号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 8	議第14号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 9	議第15号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について
日程第10	報第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第11	報第12号 農地法第18条の規程による通知について
日程第12	報第13号 2a未満農地転用届及び土地改良区からの地目変更届出の通知について
日程第13	報第14号 農用地利用集積計画の修正の専決処分について (追加議案)
日程第14	議第16号 農地法第52条の規定による賃借料等情報の提供について

### 5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第5回安来市農業委員会を始めさせていただきますと思います。

それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。

初めに、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、第5回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：岡田 一夫君

欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君

18番 齋藤委員です。

議長：岡田 一夫君

続きまして、ただいまお手元に配布のとおり、追加議案として「議第16号 農地法第52条の規定による賃借料等情報の提供について」が提出されました。お諮りいたします。この際、これを本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長：岡田 一夫君

ご異議なしと認めます。よって本件を本日の日程に追加し、審議することにいたします。

議長：岡田 一夫君

日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により11番 新田委員、12番 塩見委員を指名いたします。

議長：岡田 一夫君

日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長：岡田 一夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：岡田 一夫君

日程第3 議第10号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

2ページをご覧ください。議第10号 農地法第2条の規定による非農地証明願について このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、2筆の非農地証明願で、伯太町安田山形121番は、明治時代から農作業機械が入らないこと、また谷沿い、面積が小さいことから耕作をしなくなり、雑木が繁茂し、現在にいたるものです。伯太町安田山形130番続1は昭和45年に減反政策により植林を行い、現在にいたるものです。非農地証明事務取扱基準の(3)やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業

用利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等）が計画されていない土地のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると考えます。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について1番 北中委員 お願いします。

1番 北中 宏一君

1番 北中です。現地場所ですが、4ページの位置図の左下の地図をご覧ください。安田小学校前の市道101号線を米子方面に進み、関橋のバス停から約400m進みまして、そこを左折、そして峠下集落になりますがそこを約500m進んだところにある水田に向かっての山の中が現地です。2か所目はさらに50m程進んだところのため池がありその奥の山の中です。以上です。

議長：岡田 一夫君

次に現地調査3班の調査報告を6番 北川委員お願いします。

6番 北川 正幸君

6番 北川です。今月は第3班、佐々木委員、渡邊克実委員、新田委員、増田委員、藤原委員と事務局から堀江係長、兒玉主幹と私計8名で調査いたしました。11月17日の13時より事務局で説明を受けまして、15分から調査開始いたしております。1番案件についてですが、当日、北中委員は都合が悪くて、事前に私と2人で現地に行き、説明を受けました。伯太町安田山形121番の109㎡ですが、先ほど事務局から説明がありましたとおり完全に山林化しておりまして、谷間に行くにも道がないような状態でした。明治時代より山林ということですのでご荒れておりまして、車も入れない、完全に山林化しておりました。それと、130番続1の608㎡も地目は田ですが、現況は林地でも農業用機械も入れないような状態でした。近隣の農地は圃場されておりまして、きちんと耕作されておりまして。関係書類も揃っておりまして、周辺農地に影響はない、調査班としては許可妥当と判断いたしました。皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第4 議第11号 第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

5ページをご覧ください。議第11号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、

別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて6ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、3件で、全て「所有権移転」に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、相手方の要望による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 平均約500m 農機具は、田植機1台、コンバイン1台、トラクター2台、乾燥機1台、糶摺り機1台を所有しています。労働力は本人及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり90,702円です。

2番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約2.4km、農機具は、田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり28,219円です。

3番は、相手方の要望による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約10m、農機具は、耕うん機1台、田植機1台を所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。以上です。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番の案件について 13番 板金委員、2番の案件について 14番 渡邊委員、9番 増田委員、3番の案件について 11番 新田委員 説明をお願いします。

13番 板金 悟君

13番 板金です。1番案件の場所の説明をいたします。伯太庁舎前、安来伯太日南線を約11km日南方面に向かいます。そうしますと、旧道へ渡る橋がございますが、その橋を渡って約800m日南方面に行ったところが現地になります。譲受人は家族で57,603㎡を耕作しておりますけれども、譲渡人との関係は隣家でございます。以前から譲渡人は当地に住まいはしておりませんでした。相続を受けた農地を荒廃することがないようにということで、譲受人に4筆ほど耕作を依頼しておりました。残りは管理ということでしたが、譲受人もこの度畜産の方を力を入れてやろうという気持ちもありまして、この際所有権を移したいということで、双方の思いが叶ったということでこういう申請になりました。この申請によりまして周りに影響はないと考えておりますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

14番 渡邊 克実君

14番 渡邊です。2番案件の上から7筆の場所だけを私から説明させていただきます。9号線と県道荒島広瀬線の交差点より安来方面へ約800m行った信号機のある交差点を、論田方面へ向かう市道を左折して約600m行った地点を左折して、約300m西へ入った出来須町地内の申請者の自宅付近に点在する田並びに畑がございます。この案件は事情がありまして、譲渡人の方が個人的な事由で遊休農地の状態になっており、農業委員に相談がありまして、町内の方で受け手がないかということで探していただいておりますが、受け手がおりませんでした。そうしましたところ、今回の譲受人の方が見つかったということでございますので、他に影響を及ぼすことは全くなく、かえって遊休農地が解消されるという案件だと思っております。委員の皆様のご審議よろしくお願い致します。

9番 増田 和夫君

9番 増田です。2番案件の一番下が荒島の地番になっていますので、まず場所の説明をします。JR荒島駅から西へ700m行ったところを左折して、南へ約400m行ったところが現地でございます。譲受

人は8, 882㎡耕作しており、この荒島町字馬の背1939番続1は山畑でございまして、周囲も山畑が点在しております。周囲への影響はないと思われまますので委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

11番 新田 里恵君

11番 新田です。3番案件の場所の説明をいたします。折坂町コンビニより吉田方面へ約1km行き、柿谷入口バス停を右折し約300m行き、交差点を右折50m行ったところの左側の山畑です。この案件は、相手方の要望による所有権移転に関する案件であり、周りの農地に影響を及ぼすことはないと思われまますので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

続きまして、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

続きまして、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第5 議第12号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

7ページをご覧ください。議第12号 農地法第4条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議をを求めるものです。8ページに案件の内容、9ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。

今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。なお、9ページの申請位置の地図にある 広瀬町布部 1316番5 については農業用道路としてあとで報告する2a未満農地転用の届出が出されています。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、個人墓地及びその進入路です。申請者の現在の墓地は、勾配のきつい山林地域にあるため、墓参りや墓掃除など今後の墓地維持管理が困難なこと、近隣に公営墓地がないことから、自宅の裏手で周囲に民家がなく悪影響を及ぼすおそれのない本申請地に墓地及び進入路を整備する計画を立てました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第2項第6号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 6番 北川委員、お願いします。

6番 北川 正幸君

6番 北川です。場所について9ページの位置図をご覧ください。左下に縮小図がありますが、地図の上の部分は広瀬に向かっておりまして、下の方は仁多方面に向かう国道432号線です。布部の金原トンネルから約1km行きますと布部の町の方に入っていく三叉路があります。それを町の方に向かい約800m行き右折し、布部小学校の前に入っていきますと、大きな地図で右下の道路に行き当たります。そこから約2.4km行ったところを更に約100m行くと申請人の家がありそこから110m行ったところが現地でございます。以上です。

議長：岡田 一夫君

次に現地調査3班の調査報告を6番 北川委員お願いします。

6番 北川 正幸君

6番 北川です。現地調査の報告をいたします。現地には広瀬の農業委員、渡辺委員さん、吉村委員さん、板垣委員さんに立ち会いをいただきました。説明は地元委員であります私が説明いたしました。広瀬町布部1316番3、38㎡、これが進入路で、1316番4、9.8㎡が墓地用地となっております。現在の墓地は110mくらい行ったところの急斜面にあります。なかなか高齢者には管理できないような場所でしたので、この地に移転したいというような申請でございます。近くに他人の農地はなく、水路もありません。すべて申請人の土地でありますので何ら問題はないと思っております。土地改良区の意見書、近隣、自治会長の承認も得ておられまして、近隣農地に影響はなく、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆さんのご審議のほどよろしく申し上げます。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第6 議第13号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

10ページをご覧ください。議第13号 農地法第5条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めます。11ページに案件の内容、12ページから13ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、2件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、真砂土採取作業用道路で、権利の設定は賃貸借権の設定です。期間は一時転用で5年間です。賃借人は、現在、平成27年12月22日から平成29年12月21日までの2年間、一時転用で許可に基づき操業していますが、松江県土整備事務所長に対し、更に向こう5年間に渡り、採取期間継続の申請をしています。これまでと同様に真砂土採取事業に伴う作業用道路として運搬車両の幅員を確保するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、年額2,000円です

2番は、農地の区分は、概ね10ha以上の農地の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断します。転用の目的は、住宅用地で権利の設定は使用貸借権の設定です。申請者は、3年前に農業後継者としてUターンし、両親と共に同居していますが、現在の居住スペースは申請者家族4人には手狭になっており、住宅の新築を計画しました。申請者は、農業後継者であるため、できるだけ現在の住宅に近い場所を住む必要があり申請地以外の適地を探しましたが見つからず、親が所有する当該地を申請するものです。

これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、無償です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 13番 板金委員、2番の案件について 14番 渡邊委員 お願いします。

13番 板金 悟君

13番 板金です。12ページの申請位置図をご覧ください。伯太庁舎前の道路、県道安来伯太日南線を日南方面へ約1.2km上がった地点が現場入口となります。

14番 渡邊 克実君

14番 渡邊です。13ページの位置図をご覧ください。縮小図の方をご覧くださいと、下の方の赤い線が国道9号線です。飯梨川の東堤防を下坂田方面に約700m行った地点を右折して、約60m行った地点を左折した地点が申請地でございます。以上です。

議長：岡田 一夫君

次に現地調査3班の調査報告を6番 北川委員お願いします。

6番 北川 正幸君

6番 北川です。それでは1番案件から報告いたします。5条の一時転用ということで、先ほど事務局より説明がありましたとおり、平成23年から2回更新されておりまして、使用に対して問題はないということで次から5年の更新期間になります。今回3回目ということになっております。作業道として使用されるということとして、敷鉄板、コンクリート舗装、駐車場の設置、調整池兼沈殿池を設置されておりまして汚濁水の流出防止、雨水も同じで集水して上澄水を放流するということになっております。原状復帰時はコンクリート舗装を撤去して、農地にする予定です。水利組合、権利所有者の同意書など関係書類はすべてそろっており、近隣農地への影響はないと、許可妥当と判断いたしました。委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

それから2番案件ですが、Uターンされておりまして、農業を引き継いでおられるということです。

563番4、畑、257㎡を転用されます。建築面積が122.92㎡です。住宅新築と車3台の駐車場スペースと一部庭を計画されておりまして。母屋側から14.2m、1段ブロックを積み、残り19.2mと南側に2段ブロックを積まれまして、土砂の流出を防ぎ、南側半分くらいの駐車スペースの入口はグレーチング蓋を設置される予定です。汚水、雑排水は合併浄化槽で処理、雨水も宅内で集水し、ともに東側の側溝へ放流される予定です。近隣農地に及ぼす影響はなく、関係書類もそろっておりまして、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長：岡田 一夫君

地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議 長：岡田 一夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

続きまして、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第7 報第10号 農地法第5条の規程による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

14ページをご覧ください。報第10号 農地法第5条の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたの



で報告するものです。15ページに案件の内容、16ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、転用目的は駐車場・物置場で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。1番の案件について 地元委員 4番 木戸委員 申請場所の説明を求めます。

4番 木戸 芳己君

4番 木戸です。説明させていただきます。飯島町257番4、同じく257番5の土地は、隣接して一体として畑で利用されております。場所ですが、16ページの位置図をご覧ください。市道飯島線、ホームセンター、JAグリーンセンターの間の市道を道なりに西側に200m行った飯島町に隣接した新興住宅地の一角でありまして、譲受人の住まいの近くにあり、駐車場、物置等で利用する予定の市街化区域の届出です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第8 議第14号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

17ページをご覧ください。議第14号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めます。農用地利用集積計画の決定については、別紙資料1ということでお手元にお配りしておりますのでご覧ください。計画要請につきましては、別紙資料1の1ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が222件、229、108㎡、使用貸借が4件、816㎡、全体で226件、総面積が 229、924㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：種田 容子君

失礼します。議第14号についてご説明いたします。別冊資料1でございます。詳細は2ページからです。番号1番から53番は農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。54番はいちごの新規就農者、55、56番は再認定申請であり、いずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長：岡田 一夫君

それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第9 議第15号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

19ページをご覧ください。議第15号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について このことについて、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき審議を求めるものです。20ページから23ページに指針案をつけておりますのでご覧ください。農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会においては、農地等の利用の最適化の推進が必須業務として位置付けられ、それについての指針の策定に努めることとなりました。これをうけて、安来市の農業政策の状況や目標等を勘案しつつ、推進委員からの意見も聴き、3回の農地対策委員会での審議を経て指針案を提案するものです。この指針は平成35年度末を終期とし、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととなります。以上です。

議長：岡田 一夫君

それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。農地対策委員会で検討されたということですが、一つお尋ねしたいことがあります。議案書22ページになりますが、(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法、①人・農地プランのことなんですが、これについては人・農地プランの作成と見直しに主体的に取り組むという表現がしてありますが、人・農地プランというのは制度上どこが主体となって作るべきものなのか、あまり農業委員会で今までこの中身についていい話を聞いたことがないという状況の中で、こういう形が果たして妥当かどうかというのが疑問に思っております、お尋ねしたいと思います。以上です。

事務局：竹内 章二君

今、ご指摘いただきました部分については、「主体的に」という部分を「関係機関と連携して取り組む」という形に修正させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長：岡田 一夫君

只今、事務局より提案のありました一部文言の見直しをして、決定をしたいと思えます。このことについてご意見ありますでしょうか。ほかに質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第10 報第11号 農地法第3条の3第1項の規程による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

24ページをご覧ください。報第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。25ページから28ページに届出内容をご載せていますのでご覧ください。今月の届出については、8件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第11 報第12号 農地法第18条の規程による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

29ページをご覧ください。報第12号 農地法第18条の規定による通知について このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。30ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、3件で、農地法による賃貸借の解約1件、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約2件です。以上です。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第12 報第13号 2a 未満農地転用届出及び土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

31ページをご覧ください。報第13号 2a 未満農地転用届出及び土地改良区からの地目変更届出の通知について このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。32ページをご覧ください。今月の2a 未満農地転用届出は1件で、農業用道路、土地改良区からの通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第13 報第14号 農用地利用集積計画の修正の専決処分について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

33ページをご覧ください。報第14号 農用地利用集積計画の修正の専決処分について このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画の修正の専決処分をしたので報告するものです。修正した内容につきましては、34ページの正誤表をご覧ください。修正は、利用権期間の終期でございます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

続きまして、追加議案になりますが、日程第14 議第16号 農地法第52条の規定による賃借料等情報の提供について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

別冊の議案その2の1ページをご覧ください。議第16号 農地法第52条の規定による賃借料等情報の提供について このことについて、別紙のとおり賃借料等情報の提供をしてよろしいか審議を求めるものです。2ページをご覧ください。これは、農地法第52条の規定により農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため情報を提供するもので、平成30年1月から12月に契約される場合の参考にしてもらうため、平成28年の利用権設定の賃貸料を基に算出したものです。なお、この情報は、可決されますと安来市のホームページ、市報で公表されます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第5回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後3時35分)